

国際課税

Q & A

▶▶ 外国法人の小規模事業者の課税について

(税理士 小沢 進)

Q 当社は出版業を営む英国法人ですが、このたび日本での雑誌の販売を促進するために当社の社員1名を日本に常駐させる予定です。聞くところによるとたとえ1名の小規模の事務所でも条約上又は国内法上恒久的施設に該当するケースがあり、その場合には、法人税の申告、納税が必要とされるそうです。

当社では、その事務所が恒久的施設に該当するとした場合であっても、人員1名の小規模な活動であることから法人税額自体は極めて僅少であろうと考えております。したがって多少税負担が生じたとしてもさほど影響はないものと考えておりますが、基本的にこのような考え方でよいかどうかご意見を伺いたいと思います。

A 先ず、わが国の国内法の規定について説明しますと、外国法人のわが国に所在する事務所が恒久的施設に該当する場合には、法人税の課税標準は国内源泉所得のすべてをベースとすることとされています。したがって、恒久的施設の規模の大小にかかわらず、国内源泉所得が多額である場合には法人税も多額になるケースが多いものと思います。

一方、貴社は英国法人であることから、わが国での課税については日英租税条約の規定の適用があります。法人税法においても、また日英租税条約においても貴社の事務所がわが国において雑誌等の販売活動を営む限り、たとえその人員が極めて小規模のものであっても、事業を行う一定の場所がわが国に存在するものとして当該事務所は恒久的施設に該当するものと思われれます。

日英租税条約第8条の規定により、貴社の日本における法人税の課税所得の算定は当該恒久的施設に帰せられる部分に限定され、その帰せられる部分の算定は、いわゆる独立企業の原則に基づいて当該恒久的施設をあたかも独立した

事業体と擬制して行うこととされています。この点は、上述の法人税法における法人税の課税標準の算定の仕方と大きな相違があります。

このように独立企業原則による所得の算定方法によれば、ご質問に述べられたとおり、人員1名程度で稼得する収益は、おのずと限度があり、さほどの金額にはならないとする考え方も、一面至極もつともなものと思います。

しかしながら、昨今の通信機器の発達等により、事務所が小規模の場合であっても、国内源泉所得（この事例では雑誌等の販売収益）が多額となるケースも生じ得ます。また、上記日英租税条約第8条に規定する恒久的施設に帰せられる部分に限定して課税されるとはいうものの、当該国内源泉所得がその恒久的施設に帰せられるか否かの判定については、その判定基準が必ずしも明確に定められていないこともあって、その帰属の意義を広く解するとその恒久的施設と当該国内源泉所得とがある程度の因果関係にある場合には、恒久的施設に帰せられる部分が多額に認定される可能性もあり得ることから留意が必要と考えます。